

定 款

(2-1)

一般財団法人 ひろぎん経済研究所

一般財団法人 ひろぎん経済研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人ひろぎん経済研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、広島県内の経済・産業動向、企業経営、地域振興及び地域文化に関する調査研究並びにこれらに関する情報収集を行い、その成果の普及を図ることにより、地域経済・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 広島県内の経済・産業動向、企業経営、地域振興及び地域文化に関する調査研究
- (2) 経済一般及び産業に関する調査研究
- (3) 前2号に関する資料、情報等の収集及び提供並びに企業経営等に関する相談及び指導
- (4) 講演会・講習会・研究会等の開催
- (5) 経営等に関する参考資料の刊行及び貸出
- (6) 調査研究等の受託及び協力
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1)この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産
 - (2)基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3)理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由によりその全部又は一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により定める。

(財産の運用・管理)

第8条 この法人の財産の運用・管理は理事長が行うものとし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他安全・確実な有価証券に換えて、保管・管理に努めなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)正味財産増減計算書
 - (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置かなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を議長とする。

(選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会にて行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選任する。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に参画する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、この法人の職務のために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(設置)

第17条 この法人に評議員会を設置する。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、一般法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事3名以上9名以内
 - (2)監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
 - 4 常務理事をおかない場合は、理事の内1名を前項の業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事あるいは業務執行理事は理事会において選任する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事あるいは業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2)この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3)理事会に出席し、意見を述べること。
- (4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認

めるときは、これを理事会に報告すること。

- (5)前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6)理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7)理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8)評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をすること。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合はこの限りではない。
- (9)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときは、議決に加わるのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3)この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第47条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第36条 この法人は、役員的一般法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第2節 理事会

(設置)

第37条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2)前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (3)理事の職務の執行の監督
- (4)理事長及び常務理事あるいは業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第31条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、各役員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各役員に対して開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思

表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに署名（記名押印）しなければならない。

2 第44条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合は、議事録にかわる書類を作成するものとする。

(理事会運営規則)

第47条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第49条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、一般法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の業務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 情報の公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報に関する必要な事項は理事長が別に定める。

(公告)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は高橋徹、業務執行理事は藤谷則夫とする。
4. この法人の最初の評議員及びその任期は、別表2とする。
5. この法人の登記の日に就任する理事及び監事並びにその任期は、別表3とする。

別表1 移行時の基本財産

財産の種別	金額・場所等
定期預金	3,000,000円 株式会社広島銀行本店営業部（預入場所）

別表2 一般財団法人移行後最初の評議員

池田 晃治	新山 信夫
齋宮 正憲	平田 修
新谷 恭治	松浦 靖男
高本 友博	山根 茂樹

任期は一般財団法人認可後の移行登記の日から4年以内に終わる事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

別表3 一般財団法人移行後最初の役員

理事長（代表理事）	高橋 徹
常務理事（業務執行理事）	藤谷 則夫
理事	池田 明子
	石田 恒夫
	伊藤 敏安
	川本 一之
	角廣 勲
	舛元 正登
監事	末国 陽夫
	平 公成

理事の任期は、一般財団法人認可後の移行登記の日から2年以内に終わる事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時までとする。また、監事の任期は一般財団法人認可後の移行登記の日から4年以内に終わる事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

沿 革	
制 定	平成 2 3 年 4 月 1 日
改 正	平成 2 4 年 6 月 7 日
	平成 3 0 年 6 月 1 2 日